



平成 27 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 丸一鋼管株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木 博之
(コード番号 5463 東証 第 1 部)
問合せ先 総務部長 石松 伸一
(TEL 06 - 6531 - 0101)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改定することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。(改定箇所は、下線でお示しております)

記

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内にコンプライアンス委員会を設置し、法令・定款の遵守を最優先課題として当社グループ全体をモニタリングする。また、内部監査室による監査と監査役の監査を充実させ不祥事の早期発見に努める。

2. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行状況を事後的に確認する方法として、当社の文書の作成と保存・管理に関する社内規定に基づき重要情報の保存・管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

丸一鋼管グループにおいて発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応を行うため「リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会に係る社内規則および規程に基づき職務を遂行する。

当社は中期経営計画を策定し、丸一鋼管グループとして達成すべき目標を明確化する。

④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行は当社の「コンプライアンス・マニュアル」、「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規則」に基づき遂行する。

⑤ 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ会社に関する管理は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、グループ会社に内部監査を実施し丸一鋼管グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より補助すべき使用人の設置が要求された場合には内部監査室所属員に職務の補助を委任する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室の人事・組織の変更については予め監査役会の同意を必要とする。

職務の補助を委任された内部監査室所属員は専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は毎月開催される取締役会を初めとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査役に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査役に直接報告を行う。

当社の監査役が必要と判断した情報については、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

監査役職務の執行上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役がその必要性を認めた時は監査の実施に当たり弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携および内部監査室との連携を行うことが出来る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社は、「企業行動基準」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応組織としてコンプライアンス委員会が外部の専門機関と連携の上、毅然とした態度で対応する。

以上